

町名地番変更に伴う 会社・法人等の変更登記の手引き

○登記に関するお問い合わせ

和歌山地方法務局 登記部門

TEL073-422-5131（代表）

※自動音声ガイダンスが流れますので、
「3」を選択→
会社・法人の登記については「1」を、
土地・建物の登記については「2」を
選択してください。

〒640-8552

和歌山市二番丁3番地

※なお、登記の相談には事前に電話による予約が必要です。
(音声ガイダンス「2」を選択。)

和歌山市

はじめに

換地処分に伴う町名地番変更の実施により、対象区域内の会社、法人、組合の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や代表者の住所が変更されます。

該当する方は、所管の法務局へ変更登記を行う必要がありますので、この手引きをご参照のうえ、すみやかに手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、同封の「住所等変更通知書」（または和歌山市が発行する「町名地番変更証明書」）を登記申請の際に添付すれば非課税となります。

※変更登記申請ができるのは、6月17日(月)以降となります。

ただし、不動産登記については、換地処分に伴う登記の書換え作業に入るため、登記が完了するまでお手続きができませんのでご注意ください。

※「住所等変更通知書」は、再発行できませんので、必ず原本還付請求をしてください。

※「町名地番変更証明書」は、和歌山市まちなみ景観課で6月17日(月)以降に発行できます。（無料）

目 次

1	変更登記が必要な場合と登記期間	1
2	本店の所在地の表示が変更になった場合	2
3	支店の所在地の表示が変更になった場合	2
4	代表者等の住所の表示が変更になった場合	3
5	会社等が所有する不動産について	4
6	申請書の記載例	5

※本冊子は会社の変更登記についてご案内するものです。

法人・組合も手続きは同様ですので、用語を適宜読み替えてください。

1 変更登記が必要な場合と登記期間

変更登記が必要な場合

- | | |
|---|-------|
| ① 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合 | ⇒2ページ |
| ② 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合 | ⇒2ページ |
| ③ 会社・法人の代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、民法上の法人の理事、協同組合の代表者）の住所の表示が変更になった場合 | ⇒3ページ |
| ④ ①に該当する会社が、土地建物等の不動産を所有している場合や、不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合 | ⇒4ページ |

登記期間

本店所在地の管轄法務局で行う変更登記は、変更日以降**2週間以内**です。
支店所在地の管轄法務局で行う変更登記は、令和4年9月1日以降、不要となりました。
不動産の登記名義人の住所変更において、令和6年5月現在、登記申請に期限はありません。
ただし、令和8年4月までに不動産に係る住所変更の登記申請が義務化されます。

※変更登記を行わない場合、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

2 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」を添付して、和歌山地方法務局登記部門に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

和歌山市中○番地○にある「A株式会社」の所在地の表示が、和歌山市ふじと台△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 「変更登記申請書」（1通）
「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」（1通） |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 変更日以降 2週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 和歌山地方法務局登記部門（郵送でも可） |

3 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社（支店）の「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

和歌山県以外に本店がある「B株式会社」の支店の所在地の表示が、和歌山市中○番地○から、和歌山市ふじと台△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

【本店の所在地で行う登記】

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 「変更登記申請書」（1通）
「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」（1通） |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 変更日以降 2週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 本店所在地の管轄法務局（郵送でも可） |

4 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役）の「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」を添付して、会社の本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

和歌山県以外に本店がある「C株式会社」の代表取締役「和歌山太郎」さんの住所の表示が、和歌山市中〇番地〇から、和歌山市ふじと台△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 「変更登記申請書」（1通）
「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」（1通） |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 変更日以降 2週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 本店所在地の管轄法務局（郵送でも可） |

5 会社等が所有する不動産について

町名地番変更により本店の所在地の表示が変更になった会社等が、不動産を所有している場合等に行う手続きです。

この手続きを行う前に「本店の所在地の表示が変更になった場合」（2ページ）の手続きにより会社の本店所在地の変更登記を済ませる必要があります。

(1) 手続き

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

(2) 参考例

和歌山市中〇番地〇に本店がある「D株式会社」の本店の所在地の表示が、和歌山市ふじと台△番地△に変更になり、同社が和歌山市内またはそれ以外に土地を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」（1通）
本店所在地の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」（1通）
変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。
この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略
(会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○) |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 期間の定めはないので必要な際に申請する。 |
| ④ 申請書提出先 | 【和歌山市、海南市、有田市、岩出市、紀の川市、海草郡紀美野町、有田郡湯浅町、広川町、有田川町に所在する土地の場合】
和歌山地方法務局登記部門（郵送でも可）

【それ以外の土地の場合】
不動産所在地の管轄法務局（郵送でも可） |

■所有権登記名義人住所変更登記申請書の記載方法につきましては、別冊の「住所変更手順のしおり」をご参照ください。

6 申請書の記載例

記載例① 本店の所在地の表示が変更になった場合

受付番号票貼付欄	
株式会社変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 分かる場合に記載してください。
1. 商号	A株式会社
1. 本店	和歌山市中〇番地〇 本店の旧所在地
1. 登記の事由	区画整理による本店の変更
1. 登記すべき事項	令和6年6月15日 区画整理による町名地番変更 本店 和歌山市ふじと台△番地△ 本店の新所在地
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第5号により非課税
1. 添付書類	「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」 1通 委任状 1通 この添付があれば非課税となります。
上記のとおり、登記の申請をします。	
令和〇年〇月〇日	
本店の新所在地	和歌山県和歌山市ふじと台△番地△ 申請人 A株式会社
代表取締役の住所	和歌山県和歌山市本町〇丁目〇番〇号 代表取締役 和歌山 太郎 ⑩ 法務局に届出の印
	〔和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号 上記代理人 代理 花子 ⑩〕
	連絡先の電話番号 000-000-0000
和歌山地方法務局登記部門 御中	
代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。	

委任状の例

委 任 状

和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号

代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和6年6月15日区画整理による町名地番変更に伴い本店を変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

}	変更前	和歌山市中〇番地〇
	変更後	和歌山市ふじと台△番地△

令和〇年〇月〇日

和歌山県和歌山市ふじと台△番地△
A株式会社
代表取締役 和歌山 太郎 ㊞

本店の新所在地

法務局に届出の印

記載例② 支店の所在地の表示が変更になった場合（本店所在地が和歌山県外の場合、申請先は本店所在地の管轄法務局です。）

受付番号票貼付欄	
株式会社変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇
1. 商号	A株式会社
1. 本店	東京都品川区△丁目△番△号
1. 支店	和歌山市中〇番地〇
1. 登記の事由	区画整理による支店の変更
1. 登記すべき事項	令和6年6月15日 区画整理による町名地番変更
1. 登録免許税	支店 和歌山市ふじと台△番地△
1. 添付書類	「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」 1通
	委任状 1通
上記のとおり、登記の申請をします。	
令和〇年〇月〇日	
本店の所在地	東京都品川区西品川△丁目△番△号
	申請人 A株式会社
代表取締役の住所	東京都港区六本木〇丁目〇番〇号
	代表取締役 和歌山 太郎 ㊞
	（東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号 上記代理人 代理 花子 ㊞
	連絡先の電話番号 000-000-0000
東京法務局 品川出張所 御中	

分かる場合に記載してください。

支店の旧所在地

支店の新所在地

この添付があれば非課税となります。

代理人に登記申請を委任した場合のみ、必要です。

法務局に届出の印

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。

委任状の例

委 任 状

東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号

代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和6年6月15日区画整理による町名地番変更に伴い支店を変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

}	支 店 変更前	和歌山市中〇番地〇
	変更後	和歌山市ふじと台△番地△

令和〇年〇月〇日

東京都品川区西品川△丁目△番△号

A株式会社

代表取締役 和歌山 太郎 ㊞

本店の所在地

法務局に届出の印

記載例③ 代表取締役の住所の表示が変更になった場合

受付番号票貼付欄	
株式会社変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇 分かる場合に記載してください。
1. 商号	A株式会社
1. 本店	和歌山市本町〇丁目〇番〇号 本店の所在地
1. 登記の事由	区画整理による代表取締役の住所変更
1. 登記すべき事項	令和6年6月15日 代表取締役の住所変更
	住所 和歌山市ふじと台△番地△ 変更後の代表取締役の住所
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第5号により非課税
1. 添付書類	「住所等変更通知書」または「町名地番変更証明書」 1通
	委任状 1通 この添付があれば非課税となります。
上記のとおり、登記の申請をします。	
令和〇年〇月〇日	
	和歌山市本町〇丁目〇番〇号
	申請人 A株式会社
	和歌山県和歌山市ふじと台△番地△ 変更後の代表取締役の住所
	代表取締役 和歌山 太郎 ㊟ 法務局に届出の印
	(和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号
	上記代理人 代理 花子 ㊟
	連絡先の電話番号 000-000-0000
和歌山地方法務局登記部門 御中	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。 </div>	

委任状の例

委 任 状

和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号

代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和6年6月15日区画整理による町名地番変更に伴い代表者の住所を変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

[代表取締役	変更前	和歌山市中〇番地〇
	役の住所	変更後	和歌山市ふじと台△番地△
	(注1)		

令和〇年〇月〇日

和歌山県和歌山市ふじと台△番地△

本店の新所在地

A株式会社

代表取締役 和歌山 太郎 ㊞

法務局に届出の印

注1 代表者が2名以上いる場合は、住所を変更する者の氏名を記載してください。

記載例④ 所在地が変更になる会社が不動産を所有している場合

登記申請書	
登記の目的	○番所有権登記名義人住所変更
原因	令和6年6月15日 町名地番変更
変更後の事項	本店 和歌山市ふじと台△番地△ 本店の新所在地
申請人	和歌山市ふじと台△番地△ 本店の新所在地
	A株式会社
	代表取締役 和歌山 太郎 ㊞ 法務局に届出ている印鑑等で押印してください。
	会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○
	連絡先の電話番号 000-000-0000
添付書類	登記原因証明情報 (注1) 代理権限証書 (注2)
令和○年○月○日申請 和歌山地方法務局 御中	
代理人	和歌山県和歌山市吹上○丁目○番○号 上記代理人 代理 花子 ㊞ 連絡先の電話番号 000-000-0000
登録免許税	登録免許税法第5条第5号により非課税
不動産の表示	登記事項証明書の表題部のとおり記載してください。
土地	
所在	和歌山市ふじと台
地番	△番
地目	宅地
地積	○○.○○平方メートル
建物	
所在	和歌山市ふじと台△番地
家屋番号	△番
種類	居宅
構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 ○○.○○平方メートル 2階 ○○.○○平方メートル

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。

不動産が土地区画整理地区内にある場合は、新しい所在地を記載してください。

注1 本店所在地の変更登記(記載①)を完了してから、その記載のある「履歴事項全部証明書」を添付してください。ただし、この申請書に会社法人等番号を記載することで省略できます。

注2 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付してください。

注3 会社の変更登記後に申請してください。

委任状の例

委 任 状

和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号
代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 原本還付の請求及び受領の件
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇年〇月〇日

和歌山市ふじと台△番地△
A株式会社
代表取締役 和歌山 太郎 ⑩

本店の新所在地

法務局に届出ている印鑑等

記

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更
原因 令和6年6月15日 町名地番変更
変更後の事項 本店 和歌山市ふじと台△番地△

不動産の表示
土地

登記事項証明書の表題部のとおり記載してください。

所在 和歌山市ふじと台
地番 △番
地目 宅地
地積 ○〇.〇〇平方メートル

不動産が土地区画整理地区内にある場合は、新しい所在地を記載してください。

建物

所在 和歌山市ふじと台△番地
家屋番号 △番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 ○〇.〇〇平方メートル
2階 ○〇.〇〇平方メートル

発行

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1082 (直通)